

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 3 月 16 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 6 年 3 月 7 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別 記

由良海運株式会社由良埠頭事務所、一般社団法人全日検中部支社名古屋支部、一般社団法人全日検中部支社名古屋支部名港事務所、一般社団法人全日検中部支社名古屋支部稲永事務所、一般社団法人全日検中部支社名古屋支部南部事務所、一般社団法人全日検中部支社名古屋支部飛島事務所、一般社団法人全日検中部支社名古屋支部西部事務所、一般社団法人日本貨物検数協会名古屋支部、日興サービス株式会社、日永商事株式会社名古屋支店、丸一運輸株式会社藤前営業所（以上、愛知）、一般社団法人全日検中部支社

名古屋支部四日市現業所、一般社団法人日本貨物検数協会
名古屋支部四日市事務所（以上、三重）、一般社団法人全日
検中部支社名古屋支部清水現業所（静岡）、岐阜倉庫運輸株
式会社大垣営業所（岐阜）